

天理市上下水道局管理規程第2号

天理市上下水道局個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和5年3月22日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 並 河 健

天理市上下水道局個人情報の保護に関する法律等施行規程

天理市上下水道局が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び天理市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月天理市条例第2号）の施行に関し必要な事項は、天理市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年3月天理市規則第2号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（天理市上下水道局が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 天理市上下水道局が保有する個人情報の保護に関する規程（平成16年3月天理市水道局管理規程第4号）は廃止する。